

# 償却資産申告について

沖縄県 嘉手納町

町税につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、固定資産税の対象となる事業用償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定に基づき、毎年 1 月 1 日現在所有している資産内容をその資産の所在する市町村へ申告する必要があります。下記のとおり提出していただきますようお願いいたします。

## 《提出書類》

- ① 償却資産申告書
- ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
- ③ 種類別明細書（減少資産用）

初めて申告される方		①、②
前年（平成 31 年・令和元年） は申告済み	資産の増減が あった方	①、②、③
	資産の増減が 無い方	①（備考欄に「増減なし」と記載する。）
前年（平成 31 年・令和元年中）に 廃業、解散、町外移転のあった方		①（備考欄に詳細を記載する。） 例：H31 年 4 月 20 日 廃業 R1 年 8 月 17 日 町外移転

※ 廃業・解散・町外移転の場合でも申告は必要です。

※ 複数の事業所がある方は資産の所在する市町村ごとに申告書を提出することとなります。  
ご留意ください。

## 《提出期限》

令和 2 年 1 月 6 日（月）～ 3 1 日（金）

お早めに提出くださいますようお願いいたします。

- ・ 独自に電算出力される申告書等を提出される場合は、全国的に統一された様式での申告をお願いいたします。また、本町作成の申告書等が必要な場合はご連絡ください。
- ・ 一定の要件に該当するものについては、課税標準の特例が適用され税負担の軽減が図られます。種類別明細書の摘要欄に適用条項を記入し、要件を証明する書類の写しを添えて申告してください。

〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588 番地  
嘉手納町役場 税務課 資産税係 償却資産担当  
TEL 098-956-1111 (内線 136)